

「備え、あつての安心ライフ

「保険を使えば、タダで修繕できます」といった怪しい勧誘が増えています。トラブルに巻き込まれないために、覚えておきたいことは？

**保険で住宅修繕詐欺
相談が10年で約20倍**

昨年、自然災害が頻発しています。大地震や大型台風での甚大な被害もありますが、ゲリラ豪雨や季節外れの大雪、ひょう、雷などの身近にある災害で、住宅が被害を受けたという方も多いでしょう。

そうした住宅被害には、火災保険などで補償されるものがあります。ただ、そこは知らず「請求してない」方も多いのではないのでしょうか。

実は、コンサルタントなど名乗り、「保険がききますから、その修繕はタダでできますよ。申請も代行します」と勧誘する詐欺トラブルが増えています。

下のグラフをご覧ください。国民生活センターに寄せられた相談件数を年度ごとに表したものです。年々増加しているのがよくわかります。10年前と比べると、「保険で住宅修繕」詐欺の相談件数は20倍以上！

しかも、相談のほぼ半数が70歳以上というデータもあります。

こうした詐欺師は高齢者の体を気遣い世間話に付き合うなど、やさしい物腰を装います。そうすることで高齢者の心のすきに入り込み、まなまと詐欺を働く。高齢者は格好のターゲットになっているのです。

**保険金が出なくても
キャンセルできない?!**

詐欺師の言う通り保険金がおりました場合でも、詐欺師は「保険の申請料」や「コンサルタント料」などの名目で費用を請求します。

保険金がおりなかった場合でも、すでに修繕に着手していたら、修繕費は自腹を切るしかありません。途中で詐欺に気付きキャンセルを申し出ても、法外なキャンセル料を取られる悪質なケースもあります。

ここで立ち止まって、考えてみてください。保険の請求はコンサルタントに依頼しなければならぬほど、たいへんなことでしょうか。

「この前の大雨で雨どいが壊れた」、「地震後に見たら、壁にひびが入っていた」など、補償されるのかどうかわからないことが起こったら、まず、加入中の保険会社に電話して聞いてみてください。保険会社が補償対象かどうかを確認し、保険金が請求できるものについては、その後の申請方法も丁寧に教えてくれます。申請がむずかしくて手間がかかると思われるのも、実は詐欺師の手口なのです。

詐欺師は突然、現われます。でも、事前に詐欺増加の情報を知っていたら、「ひょっとしたら」と疑いのまなざしを向けるかもしれません。

お近くの高齢の方や、離れて暮らすご両親にも、ぜひ「注意してね!」とお知らせください。高齢者を詐欺被害から守りましょう。

「タダです」「修理できます」「手続きもやります」
詐欺は、親切もどきの「安売り」「押し売り」です。

マネー
格言

全国共通の電話番号「消費者ホットライン」



消費者ホットライン 検索

参考 https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline/



もりもと みつひろ 森本 光由希さんプロフィール

生活経済ジャーナリスト、ファイナンシャルプランナー。暮らしに役立つ金融・経済の情報をメインテーマとして、幅広い分野で取材執筆活動を行っている。生活に根差したお金の問題を「生活者と同じ目線・経済感覚」でわかりやすく、使える情報として発信することがモットー。

メールマガジン会員募集中!

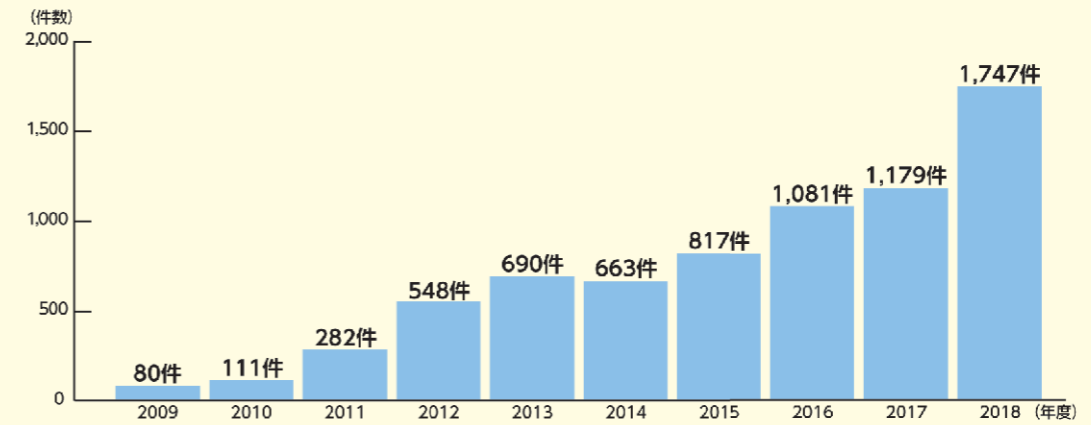
保険に関する身近な情報はじめ、提携施設の期間限定キャンペーンなど、お得な情報を充実したラインナップでお届けします!ご登録がお済みでない方はこの機会にご登録ください。

アドレス https://www.yuseifukushi.or.jp/jp_member/mailmag/

スマホは、
こちら



相談件数の年度推移グラフ



※データは2019年4月30日までにPIO-NET(国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース)登録分。なお、消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

出典:一般社団法人日本損害保険協会

**ウソの申告を
そのかさされることも**

詐欺の手口で多いのは「自己負担ゼロ」を強調するものです。すべての修繕が保険金だけでまかなえると話すのですが、どこまで補償され、どれだけ保険金が出るかという補償の範囲は、保険によって違います。

加入中の保険の内容をよく知らないのに「保険金が出る」と言い切る人には、詐欺を疑った方がいいでしょう。

また、修繕を持ちかけられ、どうしようかと迷っていると、「早く修理しないと家が危険だ」と契約を急がすケースも多いです。「急がないといけないので、契約書は後で持ってきます」と、契約書を発行しない人は信用してはいけません。落ち着いて考えたいとおかしいと思っても、「親切な人」という先入観が、冷静な判断の邪魔をするのかもしれない。

さらには、老朽化で損傷しているところまで「先日の台風のせいにして、保険金を請求してしましましょう」と持ち掛けることもあります。保険の補償は、火災や自然災害など予期せぬ災害によるものに限られますから、どんな保険でも老朽化は補償の対象外です。

偽った理由で保険金を請求すると、ひどいケースでは「保険金詐欺」を働いたと訴えられることもあります。注意してください。

「保険で住宅修繕」詐欺に必ず注意を

生活経済ジャーナリスト
森本 光由希

